

<キャッシュカード（当座）規定>

改定前	改定後
	<p>(附則)</p> <p>1 【窓口におけるカードの利用による払戻し】</p> <p>カードは、当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。</p> <p>2 【窓口における払戻し】</p> <p>(1) 当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印（本人が当座勘定の取引に使用する印鑑として届出ているものによる押印に限ります。以下同じ）のうえ提出するとともに、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。</p> <p>(2) 前記(1)の払戻しの手続に加え、当該当座勘定からの払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p> <p>(3) 当行が、前記(1)の手続において、払戻請求書に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意</p>

をもって照合し、相違ないものと認め、かつ、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いましたうえは、その書類、印章、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、印章、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。